

笠松競馬企業等協賛レース実施要領

(目的)

第1条 笠松競馬企業等協賛レース運営委員会（以下、運営委員会という）が、企業等（個人含む）の協賛レースを実施することにより、企業協賛等の商圏の拡大を図るとともに、笠松競馬の振興及びファンサービスの拡充を図ることを目的とする。

(協賛内容)

第2条 個人による協賛（以下、個人協賛という）は協賛金のみ、また企業その他団体による協賛（以下、企業協賛という）は協賛金又は協賛品を提供させることとする。

2 協賛金は1口1万円とし、個人協賛は1レースにつき1口以上、また企業協賛は1レースにつき5口以上の提供をもって受け付ける。

3 協賛品は馬主、調教師、騎手及び厩務員の4名分かち合計5万円相当以上の品の提供をもって受け付ける。

(特典)

第3条 個人協賛による協賛者特典は次の各号に掲げるものとする。

(1) 希望する名称を冠したレースの実施

(ア) 協賛レース実施日の全レース数が12レースの場合、第2レースから第6レースまでに実施する。

(イ) 協賛レース実施日の全レース数が11レース以下の場合、第2レースから第5レースまでに実施する。

(2) 来場者5名までユーホールの無料招待

(3) 勝利騎手と記念撮影

(4) 別途料金を徴収したうえで、DVD（協賛レース映像）及びゼッケン（協賛レース名と希望する番号を印字したもの）の贈呈

(5) その他

勝馬投票券、日刊紙、競馬専門紙、出走表及び笠松競馬公式ホームページへの掲載、場内大型映像装置及び場内モニターテレビでの放映並びに場内アナウンスでの放送

2 企業協賛による協賛者特典は次の各号に掲げるものとする。

(1) 希望する名称を冠したレースの実施

(ア) 協賛レース実施日の全レース数が12レースの場合、第7レース以降に実施する。

(イ) 協賛レース実施日の全レース数が11レース以下の場合、第6レース以降に実施する。

(2) 表彰式実施

(3) 協賛企業等が作成するファンサービス品の来場者への配布

(4) 場内でのPRイベントの実施

(5) 大型映像装置による企業広告の放映

(6) その他

勝馬投票券、日刊紙、競馬専門紙、出走表及び笠松競馬公式ホームページへの掲載、場内大型映像装置及び場内モニターテレビでの放映並びに場内アナウンスでの放送

(申込手続)

第4条 企業等協賛レースを希望する者は、別紙1「笠松競馬企業等協賛レース申込書（個人用）」又は別紙2「笠松競馬企業等協賛レース申込書（企業用）」を協賛レース実施日の30

日前までに運営委員会へ提出しなければならない。

- 2 申込者は協賛レース実施日が所属するシリーズ開催初日の14日前までに協賛金を納付しなければならない。
- 3 協賛金の納付は、現金での支払又は運営委員会が指定する銀行口座への振込みとする。なお、振込みにかかる手数料は申込者が負担する。
- 4 申込締切日を過ぎてからのレース名称の変更又は申込取消はできません。

(協賛金の払出)

第5条 運営委員会が受領した協賛金は開催最終日から2開庁日後までに、当該協賛レースで1着となった馬主、調教師、騎手及び厩務員の銀行口座に等分して振り込むものとする。

(審査)

第6条 協賛レース名又は公開する協賛者名が次の各号のいずれかに該当すると会長が認めた場合、受付の対象外とする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 政治性のあるもの
 - (4) 宗教性のあるもの
 - (5) 社会的な問題についての主義主張にあたるもの
 - (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (7) 既存するレース名を使用したもの(例 ○○ジャパンカップ、○○東海ダービー等)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの若しくはそのおそれがあるもの又はその他協賛レース名や公開する協賛者名として表示することが不適當であると会長が認めるもの
- 2 特定の個人名、企業名又は著作権で保護された名称等を協賛レース名の一部に使用する場合は、その名称の使用許可権者より別紙3「名義使用許可書」を提出させるものとし、提出後は運営委員会が事実確認を行うものとする。

附 則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

この実施要領は、令和2年 2月1日から施行する。

この実施要領は、令和3年 4月1日から施行する。